みよし市選挙管理委員会会議録

日時　令和８（2026）年９月１日(火)
開会　午後４時００分
閉会　午後４時２７分
場所　市役所５階特別会議室

出席者
（選挙管理委員会委員）
委　員　長　　石　原　正　裕　　委　　員　　加　藤　好　光
職務代理者　　吉　岡　　稔

（事務局）
書記長（総務部部長）　城　　千穂子　　書記（総務課専任副主幹）　小野田　浩　司
書　記（総務部次長兼総務課長）　近　藤　　晋　　書記（総務課主任主査）　一　丸　智　詩
書　記（総務課副主幹）　森　　一　哉

公開の状況　公開（一部非公開）

傍聴者　なし

次第
１　挨拶

２　議題
(1) 専決処分について（委員長報告）
(2) 選挙人名簿定時登録（令和８（2026）年９月）について

３　その他

名前	内容
近藤書記	それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第２条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。
近藤書記	それでは始めに、石原委員長よりごあいさつをお願いします。
石原委員長	＜委員長あいさつ＞
近藤書記	それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いいたします。
石原委員長	それでは、議題に入りたいと思います。 議題（１）専決処分について（委員長報告）について、書記より説明をお願いします。
一丸書記	議題（１）専決処分について、説明いたします。 １ページをご覧ください。 こちらに記載の１人について、在外選挙人名簿への登録を行いましたので報告いたします。 表には、登録等を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。 ２ページをご覧ください。 こちらは、今回登録を行った１人の被登録資格について確認した結果になります。 被登録資格については、 ①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと、 ②申請時において年齢満１８年以上であること、 ③日本国民であること、 ④～⑥の欠格条項に該当しないこと、 ⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き３か月以上住所を有していること、 となっており、これら７点について本籍地に確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第３０条の６第１項の規定に基づき、在外選挙人名簿に登録したことをご報告いたします。 議題（１）について、事務局からの説明は以上となります。
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。

委員	＜質問なし＞
石原委員長	それでは、議題（１）の専決処分について、ご異議なければ挙手をお願いします。
委員	＜全員挙手＞
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものといたします。 続きまして、議題（２）選挙人名簿定時登録（令和８年９月）について、書記より説明をお願いします。
一丸書記	議題（２）選挙人名簿定時登録について、説明いたします。 ３ページをご覧ください。 こちらは令和８年９月定時登録における資格要件になります。 １　定時登録の基準日及び登録日は、令和８年９月１日（火）本日となります。 ２　登録要件は、（１）、（２）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。 登録要件の（１）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、令和８年９月１日において、年齢満１８年以上の者、平成２０年９月２日以前の出生者になります。 次に（２）住所要件としましては、 ア　令和８年６月１日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者（住民票を移して３か月以上経過した者） イ　令和８年５月１日から令和８年８月３１日までに転出した者で、３か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者 ウ　帰化した者は、帰化の届出をし、告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者 となります。 イのように、本市から転出した者であっても、転出後４か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。 ３　抹消者については、（１）から（３）のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。 （１）は、令和８年４月３０日以前に転出した者で、転出して４か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。 （２）は、前回の登録日から本日までに死亡した場合です。

	（3）は、欠格事項に該当した場合です。 ４　その他「転出者」で表示される者とは、令和８年５月１日以降の転出者であり、先ほどの２登録要件の（２）住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが、転出後４か月以内の者となります。 続きまして４ページをご覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。 令和８年９月１日現在の選挙人名簿登録者数は、男２４，７１２人、女２３，６８６人であり、合計４８，３９８人となります。 下に、参考として６月定時登録からの増減を示した表を記載しています。 ページをめくっていただき、５ページは投票区ごとの内訳表、６ページは前回の定時登録と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表、７ページは世代ごとの内訳表と前回の定時登録からの増減となっております。 続きまして、８ページをご覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。 令和８年９月１日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男１７人、女１６人、合計３３人となります。 下には参考として前回の定時登録からの増減を記載しています。 ページをめくっていただき、９ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。 続きまして、１０ページをご覧ください。 今回の定時登録における、地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の５０分の１の数の告示となります。 今回の登録者数が４８，３９８人となりますので、これを５０で割ると、９６７．９６となり、小数点以下を切り上げ、５０分の１の数は９６８となります。 続いて、１１ページをご覧ください。先ほどと同様、今回の定時登録における、地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数の告示になります。 今回の登録者数の４８，３９８人を３で割ると１６，１３２．６６・・となり、小数点以下を切り上げ、３分の１の数は１６，１３３となります。

	議題（２）について、事務局からの説明は以上となります。
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
石原委員長	それでは、ご質問等なければ、採決に移りたいと思います。 それでは、（２）選挙人名簿定時登録（令和８年９月）について、ご異議なければ挙手をお願いします
委員	＜全員挙手＞
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものといたします。 続きまして、３　その他について、書記より説明をお願いします。
森書記	（委員の辞職および今後の手続きの見通しについて報告）
石原委員長	ご本人へのご負担とならないよう、ご家族の意向を尊重して手続きを進めてください。辞職願が受理された段階で、改めて会議を設けることとします。 なお、今後の後任の委員につきましては、議会で定められた補充順位に従い、第 1 候補の方へ引き継いでいただく流れとなります。本件につきまして、進捗がありましたらまた会議の招集をお願いします。 続いて、電子投開票について報告をお願いします。
森書記	来年（令和 9 年）の市議会議員選挙での導入を予定している、電子投開票の進捗と今後の予定についてご報告します。 8 月 30 日に香川県善通寺市の香川県知事選挙や、福岡県粕屋町の町長選挙において電子投票が実施されました。 （ニュース動画視聴） 現地からの報道によりますと、タブレット端末を利用した投票は有権者にとってもスムーズに行われ、トラブルもなく終了しております。また、開票作業においても大幅な時間短縮（前回の 95 分から 27 分へ短縮、うち電子投票分はわずか 10 分程度）が図られたほか、疑問票・無効票の削減、職員負担の軽減といった大きな成果が確認されました。 当市におきましても、本日開会しました 9 月定例議会において、電子投票の実施を定める「条例案」と、関連「予算案」を上程いたし

	ました。議決されましたら、速やかに「公募型プロポーザル方式」による事業者選定へと移行します。操作性、安全性、サポート体制等を総合的に評価し、当市に最も適したシステム会社を決定していく考えです。
石原委員長	善通寺市で使われたのは、当市が導入を検討している業者と同じシステムでしょうか。
近藤書記	はい、検討しているうちの１社であるシステムと伺っております。当市でもプロポーザルで 2～3 社の申し込みが予想されます。現時点で実績があるのは１社のみと聞いております。
石原委員長	やはり「実績」は業者決定の大きな要因の１つになりますね。 今回のように、県の状況が整えば県知事選挙等のレベルでも市町村単位で電子投票が導入できるということですね。 年配の方にもスムーズにできたという評価がありましたが、やはり手厚いサポート体制が重要になってきます。投票率のアップや開票時間の短縮に繋がることを期待しています。業者が決定し、具体的なシステムの運用内容が固まったタイミングで、またご説明をお願いします。
近藤書記	**承知いたしました。業者が決定次第、改めてご説明の機会を設けさせていただきます。**
石原委員長	それでは、議題は以上となりますので、本日の選挙管理委員会を終了いたします。 本日は、お疲れ様でした。